

いじめ防止基本方針

1 9

中城村立中城中学校

◇ はじめに ◇

「いじめ問題」については、早急な対策と同時に組織的な対策、長期的な対策が必要である。また、近年の急速な情報化社会における、インターネットや携帯電話の普及により、ネットやメール等による誹謗、中傷等の新たないじめ問題が多発し、いじめはますます複雑化、潜在化する様相を見せています。

こうした状況下において、学校の果たすべき責務は非常に大きいものがある。

そこで本校においては、学校長のリーダーシップのもと全校体制で組織的にいじめ問題に取り組んでいくため「いじめ防止基本方針」を作成しました。

全職員がこの基本方針を熟読し、すべての生徒が生き生きとした学校生活を過ごすことが出来るよう学校環境を築いていきたい。

第1章 教職員マニュアル

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒達にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。いじめ問題の取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進める必要がある。とりわけ「いじめを生まない土壌づくり」にとりくむ未然防止の活動は、教育活動のあり方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められている。

1 いじめとは

「いじめ」とは「当該生徒が、一定の人間関係のある者から心理的又は物理的な攻撃を受けたことにより（インターネット等を通じて行われるものを含む）精神的な苦痛を感じているもの」とする。

なお起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

2 **いじめの基本認識**

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、いじめ問題についての基本的な認識である。

- ①いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりえるものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人の気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりをもっている。
- ⑧いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

II 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要です。そのためには、「いじめは、どの学校にも起こりえる」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要があります。生徒たち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取り組みを計画・実施する必要があります。

1 **生徒達や学級の様子をしるためには**

①教職員の気づきが基本

生徒達や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切です。同じ目線で物を考え、共に笑い、涙し、生徒達と場を共にすることが必要です。その中で、生徒達の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められています。

②実態把握の方法 生徒たちの個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要です。そのためには、生徒達及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、生徒達のストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つの方法として用いることも有効です。また、配慮を要する子供達の進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校で適切な引き継ぎを行う必要があります。

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには

主体的な活動を通して、生徒達が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れる「心の居場所づくり」の取り組みが大切です。

生徒達は、周りの環境によって大きな影響を受けます。生徒達にとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つです。教職員が生徒達に対して愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、生徒達に自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となります。

①生徒達のまなざしと信頼 生徒達は教職員の言動に影響を受けます。教職員の何気ない言動が、子ども達を傷つけ結果としていじめを助長してしまう場合があります。教職員は、生徒達の良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められます。

②心の通い合う教職員の協力協働体制 温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学校経営や授業、生徒指導について、訪ねたり、相談したり、気軽に話しができる雰囲気大切です。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、生徒達と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要です。

③自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業を始め学校生活のあらゆる場面で、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要です。その中で「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、生徒達を成長させます。また教職員の子ども達への温かい声掛けが「認められた」と自己肯定感につながり、生徒達は大きく変化します。

3 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道德教育、また、様々な関わりを深める体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントです。

①人権教育の充実 いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒に理解させることが大切です、また、生徒達が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要があります。

②道徳教育の充実 未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が重要な役割を発揮します。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切です。

生徒達は、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止力につながると考えられます。道徳の授業では、学級の生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要です。

4 保護者や地域の方への働きかけ

PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し意見交換する場を設けます。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やHP、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行うことも大切です。

Ⅲ 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながります。早期発見のために、日頃から教職員と生徒達との信頼関係の構築に努めることが大切です。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒達の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められます。

また、生徒達に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切です。

1 教職員のいじめに気づく力をたかめるためには

①生徒達の立場に立つ 一人一人を人格ある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければなりません。そのためには、人権感覚を磨き、生徒達の言葉をきちんと受け止め、生徒達の立場に立ち、生徒達を守るという姿勢が大切です。

②生徒達を共感的に理解する 集団の中で配慮を要する生徒に気づき、生徒達の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められています。そのためには、生徒達の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に生徒達の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要です。

2 いじめ発見のきっかけ

いじめは、小学校では担任の発見が多いのですが、中学校では教科担任制ということもあり、担任以外の発見が増えています。そこで中学校においては、教職員の情報共有のあり方が大切になります。常に情報の共有を図るために、職員間の連携を常時行うようにすることが重要です。

3 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要です。

《分 類》

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる・・・(脅迫・名誉毀損・侮辱)
- イ 仲間はずれ、集団による無視・・・・・・・・・・・・(他のいじめ同様毅然とした対応が必要)
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする・・・(暴行)
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする・・・・・・・・・・・・(暴行、傷害)
- オ 金品をたかられる・・・・・・・・・・・・(恐喝)
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする・・・(窃盗、器物破損)
- キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする(強要、強制わいせつ)
- ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる・・・・・・・・・・・・(名誉毀損、侮辱)

4 いじめが見えにくいのは

- ・いじめは大人の見えにくい所で行われている。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われています。

- ①無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われています。
- ②遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲のよい仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態があります。

- ・いじめられている本人からの訴えは少ない。

いじめられている生徒には、①親に心配をかけたくない、②いじめられる自分はだめな人間だ、③訴えても大人は信用できない、④訴えたらその仕返しが怖いなどといった心理が働きます。

- ・ネット上のいじめは最も見えにくい。

ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えません。家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝えいじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼しておきます。

5

早期発見のための手立て

日々の観察 ～生徒がいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒達の様子に目を配ります。

「生徒がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、生徒達と共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果があります。また、教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をすることが大切です。

観察の視点 ～集団を見る視点が必要～

成長の発達段階からみると、生徒達は小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなります。その発達時期をどのように過ごしてきたかなど担任を中心に情報を収集し学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要があります。また気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたることが大切です。

教育相談（学校カウンセリング） ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常生活の中での教職員の声かけ等、生徒達が日頃から気軽に相談できる環境をつくるのが重要です。それは、教職員と子どもたちの信頼関係の上で形成されるものです。また、定期的な教育相談週間を設けて、生徒を対象とした教育相談を実施する時、相談体制を整備することが必要です。本校では、考査前の時期を利用し、全校生徒を対象とした教育相談週間として生徒指導部の部屋や面談室を開放し生徒の相談窓口を開設します。

いじめ実態調査アンケート ～アンケートは、実施時の配慮が重要である～

実態に応じて随時実施することにします。学期途中に1回以上のアンケートを実施。いじめられている生徒にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮します。また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識も必要です。

6

相談しやすい環境づくりを進めるためには

生徒達が、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいることで、す。いじめている側から「チクッた」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきです。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後の情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられます。

①本人からの訴えには

- ・心身の安全を保証する

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手立てを考えねばなりません。

保健室や面談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証します。

- ・事実関係や気持ちを傾聴する

「あなたを信じているよ」という姿勢で、疑いを持つことなく傾聴します。

事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意します。

②周りの生徒からの訴えには いじめを訴えたことにより、その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため 他の生徒たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止めます。

「よく言ってくれたね」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないことを伝え、安心感を与えます。

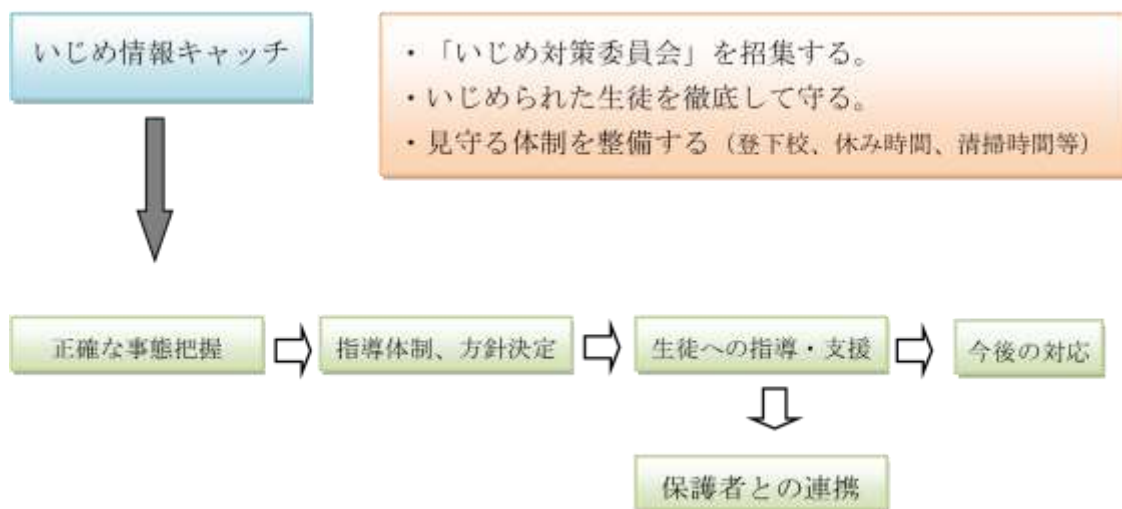
③保護者からの訴えには

保護者がいじめに気づいたときに、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切です。問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では 信頼関係は築けません。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスです。日頃から、生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておきます。生徒の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもあります。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切です。

IV 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切です。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要です。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て継続的に見守る必要があります。

1 いじめ対応の基本的な流れ



2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければなりません。あわせて、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導主任に連絡し、管理職に報告します。

①いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す

・いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聞く場合は、他の生徒たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行います。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行うことが必要です。

・状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため登下校、休み時間、清掃時間等においても教職員の目の届く体制を整備します。

②事実確認と情報の共有

・いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握します。なお、保護者対応は、複数の教職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行います。

・短時間で正確な事実関係を把握するために、複数の教員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもと教職員間の連携と情報共有を随時行います。

3

いじめが起きた場合の対応

いじめられた生徒又はその保護者に対して

(1) いじめた生徒を定められた期間、原則校内謹慎とすることより、いじめられた生徒が落ち着いて教育をうけられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実確認の聴き取りを行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置を取る。

周りの生徒たちに対して

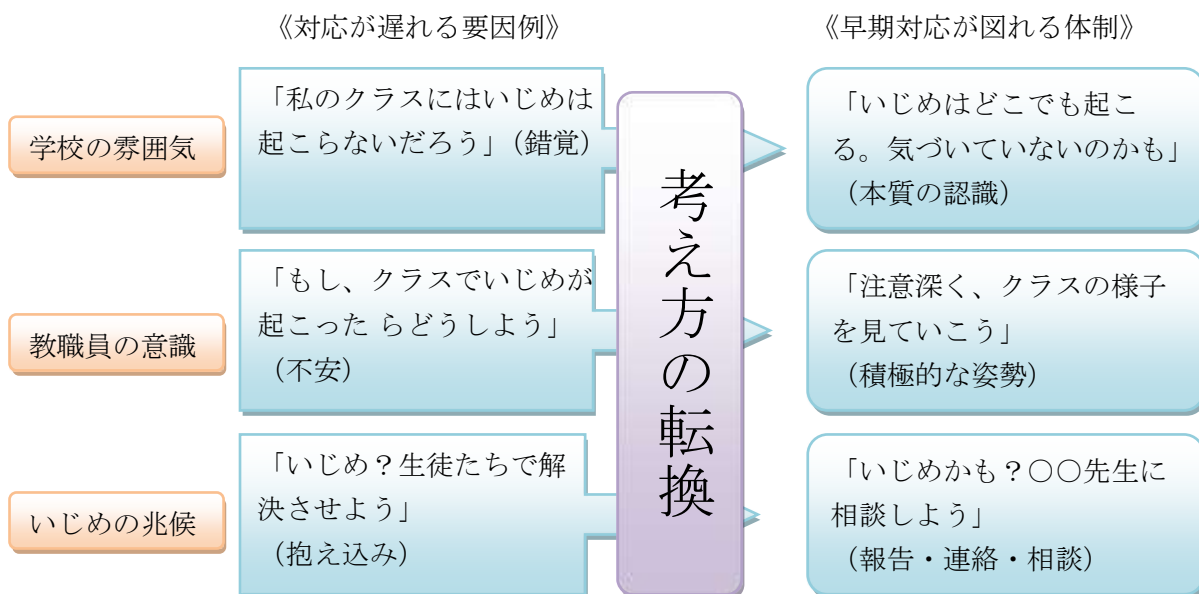
- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促します。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示します。
- ・はやし立てたり、見てみぬふりをする行為も、いじめを肯定しているということを理解させます。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導します。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い自分たちの問題として意識させます。

継続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折りに触れて必要な指導を継続的に行います。
- ・教育相談、日記、手帳などで積極的にかかわり、その後の状況の把握に努めます。
- ・いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させます。
- ・いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたります。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取り組みを強化します。

4 迅速に対応するために

迅速な対応が遅れる場合の一例です。考え方の転換を図り、より迅速な対応が図れる体制づくりに取り組みましょう。



V ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要があります。

未然防止には、本校の校則にある学校への携帯電話の持ち込み禁止の意図、また生徒達のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者との連携した取り組みを行う必要があります。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠です。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく必要があります。

1 ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上の Web サイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うもの。

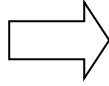
トラブルの事例

子ども達が事件に巻き込まれた事例だけでなく、子ども達がインターネット上をどのように使っているか保護者とともに調査することも必要です。

特殊性による危険

ネット上のいじめ

- メールでのいじめ
- ブログでのいじめ
- チェーンメールでのいじめ
- 学校非公式サイトでのいじめ



匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。

■ SNS から生じたいじめ

A 君が友達数人に限定したサイトだからと安心して、B 君の悪口を書き込みました。それを C 君がコピーして他の掲示板に書き込み、B 君の知るところとなりました。その後、同掲示板に A 君への誹謗中傷が大量に書き込まれました。



- ◆ 掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- ◆ スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。

■ 動画共有サイトでのいじめ

A 君はクラスの数人からプロレス技をかけられていました。その様子は携帯電話でも撮影されていました。そして過激な映像が注目されている動画共有サイトに投稿されました。



- ◆ 一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

ブログ・「ウェブログ」の略。個人や数人のグループで管理運営され、日記のように更新される Web サイト

SNS・「ソーシャルネットワーキングサービス」の略。コミュニティ型の会員制の Web サイト。

2 未然防止のためには

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、フィルタリングだけではなく、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行います。

保護者会等で伝えたい事

《未然防止の観点から》

- 生徒たちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒たちを危険から守るためのルールづくりを行うこと。特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。
- インターネットのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識を持つこと。

●「ネット上のいじめ」は他の様々ないじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与えることを認識する。

《早期発見の観点から》

●家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に学校へ相談すること。

情報モラルに関する指導の際、生徒たちに理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や生徒たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行います
<インターネットの特殊性を踏まえて> <生徒たちの心理>

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き
被害者の自殺等、犯罪につながる可能性があること
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと

匿名で書き込みができるなら
自分だと分からなければ
誰にも気づかれず見られてないから
あの子がやっているなら
動画共有サイトで目立ちたい

3 早期発見・早期対応のためには

情報モラルに関する指導の際、生徒たちに理解させるポイント

- 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要があります。
- 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要となります。

書き込みや画像削除に向けて

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要があります。 ※学校非公式サイトでの削除も同様

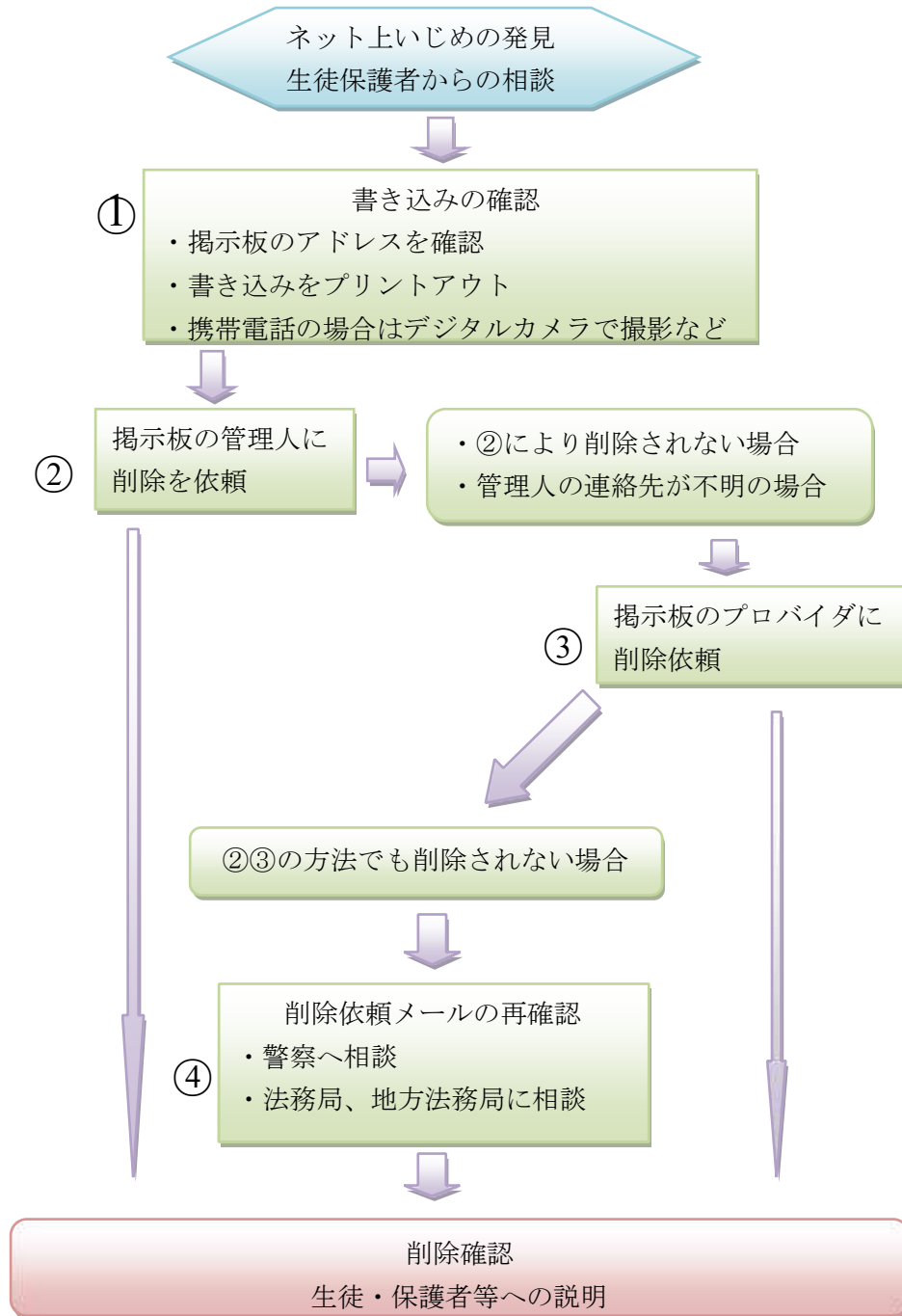
〈指導のポイント〉

- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」でありけっして許される行為ではないこと。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込みが悪質な場合、犯罪となり、警察に検挙されること。

チェーンメールの対応は

- チェーンメールの内容は、架空のものであり、転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。
- 受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。内容により「ネット上のいじめ」の加害者になること。

書き込み等の削除の手順（参考）

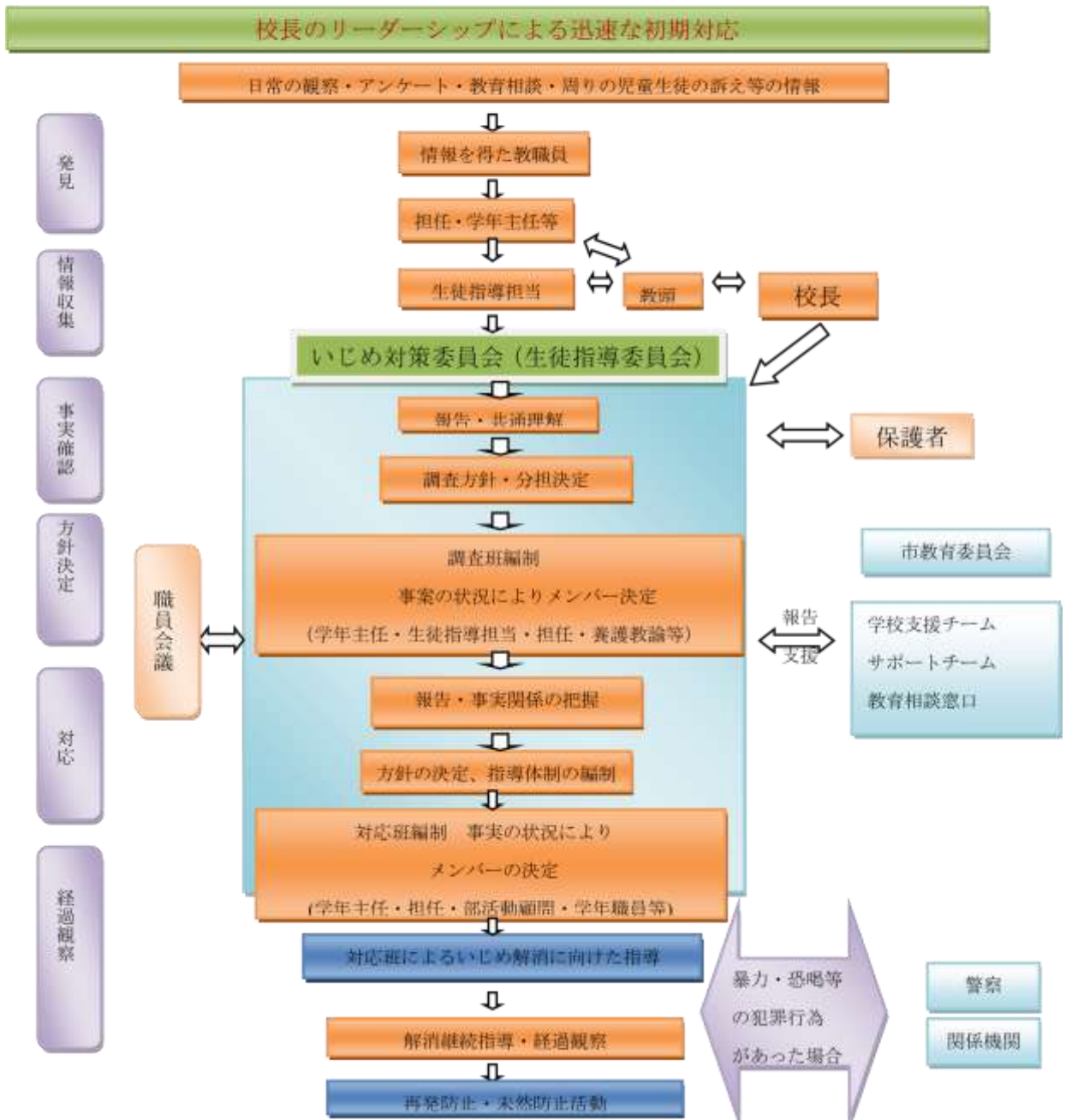


※ネット上のいじめへの対応についても、早期対応の取り組みが必要です。※情報機器の進歩により新たないじめが発生する可能性があるため、常に新しい問題に関心をはらう必要があります。

4 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

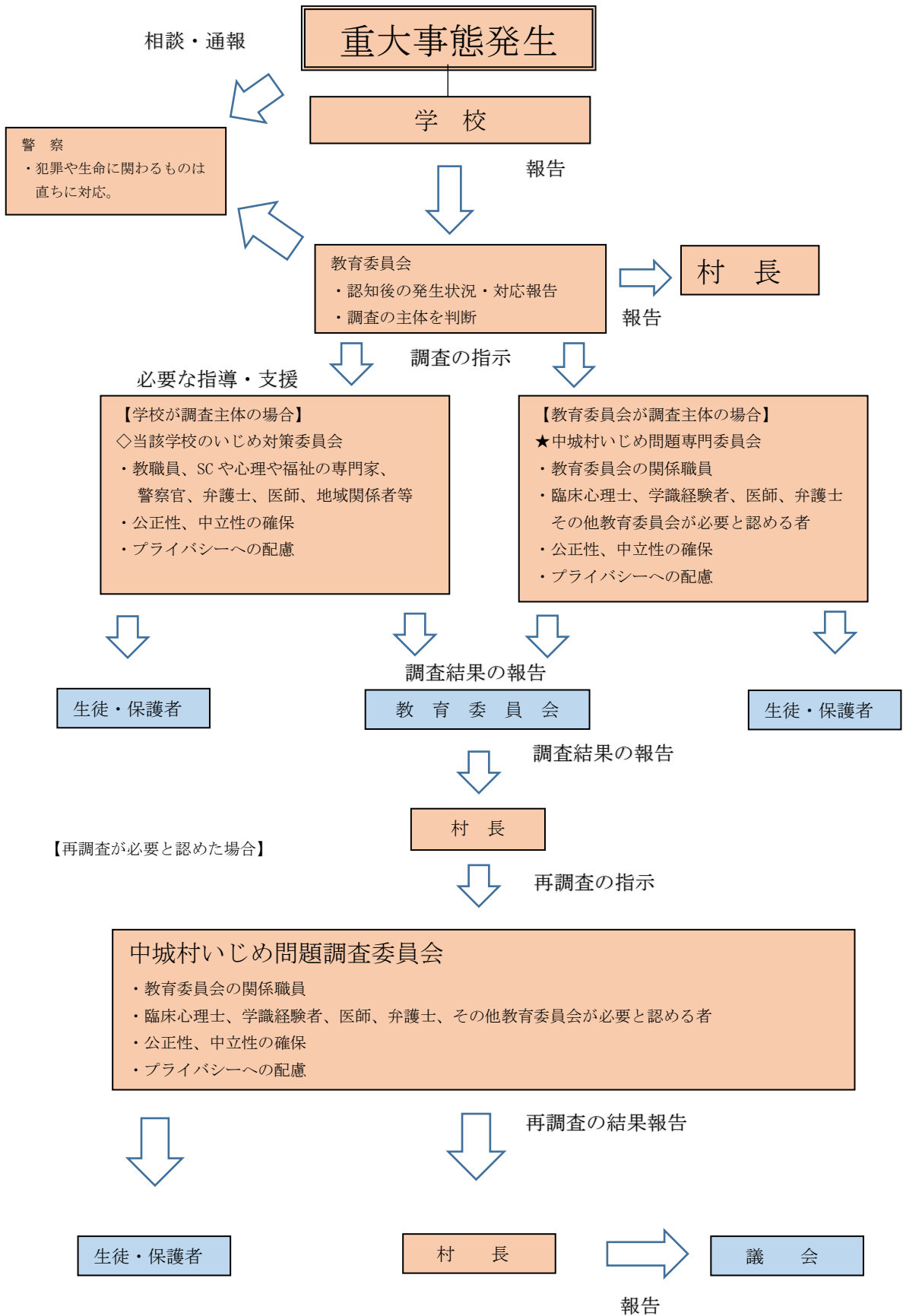
いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切である。学級担任が一人で抱え込み、配慮に欠ける対応をしたため、生徒をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがある。

そういった状況を避けるためにも、校長がいじめ対策委員会による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組む必要がある。



※いじめ情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、その日のうちに対応する。

○重大事態発生時のフロー図



5 評価

いじめは表面化しないことがあるので、定期的にアンケートや教育相談を行う必要がある。また不登校生徒の数の推移状況等も定期的に把握し、学校の状態を見極めることも重要なことである。また、学級担任まかせではなく、体系的・組織的に「いじめ防止」に取り組んでいくことが、「いじめ」の防止につながっていく。

定期的な学校生活アンケートの実施

学校評価アンケートの実施

取り組み評価アンケートの実施

上記のアンケート等を定期的に行い、常に「いじめ」が起きていないかを日頃より全職員が、生徒に気を配り「いじめ」のない学校づくりに取り組んでいくことが重要である。